

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から47年12月まで

私は、父親から常々年金が大切であると聞かされていたこと、及び私の国民年金の加入手続を行ったと言われたことを覚えており、私の国民年金保険料は、父親又は兄が納税組合に納付していたはずである。

ところが、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については、国民年金の納付記録が無い旨の回答があった。

しかし、私の母親及び兄は、申立期間に係る国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることに納得ができないので、申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を申立人の父親又は兄が、納税組合に納付していたと主張しているところ、申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできないが、父親の死亡後に申立人家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄は、当時の保険料の金額及び納付状況等を具体的に記憶している上、申立期間当時、当該納税組合では国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できることを踏まえると、申立内容に不自然な点は認められない。

また、申立人から提出された当該納税組合が発足した当初の組合員名を記載した資料等に基づき当該納税組合に国民年金保険料を納付していたと推認される15人は、いずれも国民年金加入期間における保険料の未納は

無く、そのうち事情を聴取することができた5人のうち2人は、「納税組合に加入している世帯員である申立人の国民年金保険料が納付されていないことは考えられない。」と証言しており、当時の納付状況について、当該納税組合の集金人等の記憶と申立人及び申立人の兄の記憶とは一致している上、当該納税組合を管理するA市の担当者は、「申立人に関する資料は保管されていないが、申立人の兄が平成5年に納税組合の組合長をしていたことや、申立人の家族の納付状況等から考えて、申立人の国民年金保険料が未納であることは考え難い。」としている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年1月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月18日から同年8月2日まで

私が所持している船員手帳の記録により、私は、昭和30年1月18日にA社が所有する漁船に乗船し、同年8月2日に雇止めとなったことが確認できる。

保険料控除を証明する書類は無いが、申立期間において、給与から船員保険料が控除されていたと思うので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳により、申立人が申立期間において、A社が所有する漁船に乗船していたことが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所において船員保険事務を担当していた者は、「A社では、A社の船に乗っていた者については、必ず船員保険に加入させていたはずである。保険料は、船長が毎月持ってくる出勤簿により給与を計算し、給与を支給する全員から控除していた。」としており、当該事業所が解散したときの役員は、「当時、A社では、少なくとも船員手帳を所持している者については、乗船している期間、給与から船員保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳の給料欄に記載されている金額から、5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在が特定できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年11月21日）及び資格取得日（昭和38年2月7日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から38年2月7日まで

私は、昭和36年4月8日から44年8月20日まで、技術職としてA社に勤務していた。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったが、私は途中で退職も休職もしていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和36年4月8日に当該事業所に係る被保険者資格を取得し、37年11月21日に被保険者資格を喪失後、38年2月7日に当該事業所に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立期間当時、申立人と同じ技術職として当該事業所に勤務していた同僚（昭和33年4月25日に被保険者資格を取得し、45年5月26日に同資格を喪失）は、「私がA社に入社した3年後の昭和36年ごろ、申立人を含めた技術職の同僚3人と一緒に、本社からB町の工場に異動になった。申立人とは寮も同じであったが、申立人が途中で退職や休職をしたことはなかった。また、技術職は、季節労働者と違い年間を通して雇用されていたので、途中で厚生年金保険が切れることはなかった。」と証言している上、申立期

間当時の勤務地は申立人とは異なるものの、同じ技術職として勤務していた同僚二人（それぞれ、昭和 32 年 4 月 10 日から 48 年 1 月 16 日までの期間及び 33 年 4 月 24 日から 44 年 8 月 11 日までの期間において A 社に係る記録が確認できる。）は、それぞれ「申立人を覚えている。私が A 社に在職していたときに、申立人が一度退職して再雇用されたというようなことや長期間休職していたというようなことは聞いたことがない。技術職は年間を通して雇用されていたので、勤務している間は厚生年金保険にも継続して加入していたと思う。」、「申立人とは家が近所であったこともあり、申立人が A 社に技術職として勤務していたことは覚えている。申立人が途中で退職などしたような話は聞いたことがないので、申立期間も継続して勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人は、申立期間において当該事業所に技術職として継続して勤務していたものと推認される。

また、当該事業所の申立期間当時の事務担当者で、その後、当該事業所の役員となった者は、「申立人は技術職であった。当時の資料等は無いが、申立期間当時の従業員の給与計算や厚生年金保険の手続等は、各工場や事務所からの報告に基づき、本社で一括して行っていた。A 社では、パートの女性従業員を除くすべての従業員（臨時社員を含む。）を厚生年金保険に加入させており、給与から厚生年金保険料を控除していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 37 年 10 月及び 38 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡しており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 11 月から 38 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年4月1日）及び資格取得日（昭和32年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年4月から同年9月までの期間は1万円、同年10月から32年7月までの期間は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年8月1日まで

私は、昭和27年10月にA社に入社し、平成6年3月に退職するまで継続して勤務していた。ところが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間に係る記録が空白となっていることが分かった。

給与明細書等の保険料控除を証明できるものは無いが、A社には、途中で退職することもなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和28年11月1日にA社に係る被保険者資格を取得し、31年4月1日に被保険者資格を喪失後、32年8月1日にA社に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、当時の事業主の妻で、かつ、A社の役員であった者は、「申立人は、夫の妹の婿に当たり、昭和27年7月に当社に入社し、52年9月に他社と合併するまでの間、継続して当社に在籍していたことは間違いない。」と証言している上、申立期間当時、申立人と共に働き、同様に正社員であった複数の同僚は、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更は無かったことを証言しているところ、当該複



数の同僚は、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が継続していることから、申立人は、申立期間においても、被保険者記録が確認できる申立期間前後の期間と同様に、A社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年3月及び32年8月並びに同僚のA社における31年4月から32年8月までの社会保険事務所（当時）の記録から、31年4月から同年9月までの期間は1万円、同年10月から32年7月までの期間は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪し、当時の事業主は死亡しており、A社と合併したB社（合併当時は、C社）は、「当時の資料は残っていないが、創業者の妻からは、『当時の経理担当者は厳格な人であった。』と聞いており、そのような担当者が事務手続を誤ったとは考えられない。また、社員が10人程度の会社なので保険料が合わなければすぐに分かるはずであり、申立人の分だけ未納ということは考えられない。」としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月から32年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年5月9日）及び資格取得日（昭和27年1月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年5月9日から27年1月8日まで  
私は、昭和26年3月28日にA社B支社に入社した。

私が所持している船員手帳を見ると、申立期間のうち、昭和26年6月14日以降はA社が所有する漁船に乗船していることが確認できるし、それ以前の期間についても、A社B支社に勤務していた。

私のA社に係る被保険者資格は、申立期間を除き、船員手帳で乗船記録が確認できない期間も含めて継続しているのに、申立期間の記録が無いことに納得できない。

申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和26年4月3日にA社B支社に係る被保険者資格を取得し、同年5月9日に被保険者資格を喪失後、27年1月8日にA社B支社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立人が所持している船員手帳により、申立期間の一部を含めた昭和26年4月3日から同年5月9日までの期間、同年6月14日から同年9月20日までの期間及び同年9月19日から27年7月17日までの期間において、A社が所有する漁船に乗船していたことが確認できる上、A社B支社の

事業を継承しているC社傘下のD社から提出された「昭和51年度永年勤続表彰者名簿(25年)」により、申立人が26年3月28日にA社B支社に入社し、昭和51年度に25年の永年勤続表彰を受けていることが確認できるところ、D社の労務管理を行っているE社の総務人事部長は、「A社は、通算して6か月以内の欠落期間は継続勤務と見なして、入社日から起算して25年で永年勤続表彰を行っていた。当該表彰を行うに当たっては、記録を精査しており、申立期間の船員保険加入記録が本当に欠落していたのであれば、申立人の入社日から見て、当該表彰は翌年度になっていたはずであるので、申立人は、申立期間も継続してA社B支社の社員であり、給与も支払われていたと思われ、船員保険が未加入となっていることは考えられない。」と証言している。

また、申立期間当時、A社B支社で申立人と同じ職種であった同僚二人はいずれも、「申立人が何か月も会社を休んだり、途中でやめたりしたことはない。」とし、申立人と同じ船で勤務し、申立人と同じ日に永年勤続表彰を受けた同僚は、「申立人が、申立期間を含め8か月間もの長期間にわたり休暇を取ったことは無い。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和26年4月及び27年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支社の事業を継承したC社傘下のD社は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年2月20日）及び資格取得日（昭和29年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月から同年4月までの期間は8,000円、同年5月から同年8月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月20日から同年9月1日まで  
私は、昭和28年2月20日から30年3月3日までA社に勤務していた。この間、会社を辞めたことも長期休暇を取ったことも無いが、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和28年2月20日に当該事業所に係る被保険者資格を取得し、29年2月20日に被保険者資格を喪失後、同年9月1日に当該事業所に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立人は、「昭和28年2月から30年3月までA社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が同じ職種と一緒に仕事をしていたとする同僚二人のうちの一人は、申立人と同じ昭和28年2月20日に当該事業所に係る被保険者資格を取得し、30年6月21日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、「私と申立人及び申立人が覚えている既に死亡した同僚の3人は、申立期間中も含めて、いつも一緒に現場で仕事をして

いた。申立人が、申立期間において、A社を途中でやめたり、長期間にわたり休暇を取得したりしたことは無い。」と証言している上、もう一人は、既に死亡しているものの、社会保険庁（当時）の記録により、当該事業所において、申立期間を含む26年10月1日から30年3月20日までの期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できることから、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和29年1月及び同僚の当該事業所における同年2月から同年8月までの社会保険事務所（当時）の記録から、同年2月から同年4月までの期間は8,000円、同年5月から同年8月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡しており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年2月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和30年12月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年2月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められるとともに、B社の事業主は、申立人が33年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和30年12月及び31年1月は4,000円並びに33年5月及び同年6月は5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月から30年4月まで  
② 昭和30年5月から同年10月まで  
③ 昭和30年11月から31年4月まで  
④ 昭和31年5月から32年1月まで  
⑤ 昭和33年5月1日から同年7月10日まで

申立期間①については、私は、中学校を卒業した後、多くの同郷の人と一緒に、A社に就職した記憶がある。

A社を退職した後、申立期間②についてはC社、申立期間③についてはD社、申立期間④については再びA社、申立期間⑤はB社に、それぞれ勤務していたと思う。50年以上も前のことなので、勤務していた期間や事業所名を正確には覚えていないが、短期間であってもそれらの事業所に勤務していた記憶がある。

いずれの期間についても、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③の一部の期間（昭和30年12月7日から31年2月29日までの期間）及び⑤（昭和33年5月1日から同年7月10日までの期間）については、オンライン記録において、申立人の旧姓と同じ姓で、名前及び生年月日の一部が異なる者の未統合記録があり、当該記録にA社及びB社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、i) 申立人は、「当時、周りからその名前と呼ばれていたことがあり、自分でもその名前を使用したことがある。」としていること、ii) 当該未統合記録のうち、A社に係る記録(昭和30年12月7日から31年2月29日まで)については、申立人は、その当時、別の事業所に勤務していたとして申立てているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が中学校を卒業した後、一緒にA社に就職したとする同級生の氏名が確認できる上、申立人は、30年12月7日にA社に係る被保険者資格を取得している31人（当該未統合記録の者を除く。）のうち18人を覚えているほか、このうち6人は申立人を知っていること、iii) 当該未統合記録のうち、B社に係る記録（昭和33年5月1日から同年7月10日まで）については、申立人は、「当時、私は、結婚していた姉のところから船で事業所に通い、その後、その事業所の寮に入った記憶がある。事業所名は覚えていないが、その姉や二人の兄もそこの事業所に勤務していた。」としているところ、B社に係る被保険者名簿を見ると、当該未統合記録の者の氏名が記載されている行の2番前に申立人の姉の記録が確認できる上、オンライン記録により、申立人の二人の兄がB社に勤務していたことが確認できるほか、申立人は、33年5月1日にB社に係る被保険者資格を取得した41人（当該未統合記録の者を除く。）のうち23人を覚えていることなどから、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると推認される。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和30年12月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年2月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められるとともに、B社の事業主は、申立人が33年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、昭和30年12月及び31年1月は4,000円並びに33年5月及び同年6月は5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人は、「中学校を卒業した後、多くの同郷の人と一緒にA社に就職した。」と主張しているところ、申立期間①は、申立人が中学校に在学している期間であり、A社に就職した時期を勘違いしている可能性を否定できない。

申立期間②については、申立人が勤務していたとするC社は、E社及びF社として厚生年金保険を適用されていた事業所のことと考えられるが、オンライン及び被保険者名簿の記録上、これらの事業所が厚生年金保険を適用されていた期間は、E社が昭和27年4月1日から同年7月1日までの期間及びF社が32年1月1日から38年3月15日までの期間であり、申立期間②において、これらの事業所は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E社が適用事業所であった期間（昭和27年4月1日から同年7月1日までの期間）については、申立人が中学校に在学している期間である上、F社が適用事業所であった期間（昭和32年1月1日から38年3月15日までの期間）については、申立人は、「昭和34年に結婚し、結婚前には仕事をしていない期間があった。」としていることから、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、F社が厚生年金保険を新規に適用された32年1月1日から34年7月5日までの期間に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名を確認することができないほか、健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

申立期間③のうち、昭和30年11月から同年12月7日までの期間及び31年2月29日から同年4月までの期間については、申立人が勤務していたとするD社は、オンラインの記録上、当該期間当時、厚生年金保険を適用されていたことが確認できない上、申立人は、「D社は、C社の下請けであった。」と主張しているところ、申立期間⑤当時、申立人と一緒にB社に勤務し、当該期間とは異なるが、C社に勤務していたとする者は、「私は、昭和36年ごろにC社でD社と似た名称の『組』で働いていた。そのときは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言しており、申立人は、当該期間において、F社にあった「組」の一つで勤務していた可能性を否定できないものの、前述のとおり、F社は、当該期間当時、厚生年金保険を適用されていた事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間③の一部（昭和30年12月7日から31年2月29日まで）は、前述のとおり、申立人の記録と考えられる別の事業所に係る記録が確認でき、申立人は、申立期間③に勤務していたとする事業所又は勤務していた時期を勘違いしている可能性も否定できない。

申立期間④については、A社に係る被保険者資格を取得している申立人と同郷の複数の者に事情を聴取したところ、申立人と同郷の多くの者が一緒にA社に就職した時期は、おおむね昭和29年1月4日から同年3月15日までの期間、同年12月1日から30年7月6日までの期間、同年12月7日から31年2月29日までの期間（申立人の記録と推認される被保険者記録が確認できる期間）及び32年1月3日から同年3月25日までの期間の4回であったと推認されるが、申立期間④は、それら4回の期間とは異なっている上、



最初と2回目の期間については、前述のとおり、申立人が中学校に在学している期間であり、4回目の期間については、A社に係る被保険者名簿で当該期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できないほか、健康保険の番号に欠番は無く、当該期間に被保険者資格を取得した複数の者に事情を聴取しても、申立人が当該期間（3回目の期間を除く。）において、A社に勤務していたことを特定することができなかった。

このほか、申立期間①、②、③のうちの昭和30年11月から同年12月7日までの期間及び31年2月29日から同年4月までの期間並びに④において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②、③のうちの昭和30年11月から同年12月7日までの期間及び31年2月29日から同年4月までの期間並びに④については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年12月29日までの期間及び48年2月1日から51年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を46年10月1日及び48年2月1日に、資格喪失日に係る記録を47年12月29日及び51年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、46年10月から47年7月までの期間は4万8,000円、同年8月から同年11月までの期間及び48年2月から同年9月までの期間は5万6,000円、同年10月から49年7月までの期間は6万円、同年8月から50年7月までの期間は6万8,000円、同年8月から51年3月までの期間は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から51年4月1日まで

私は、年金を請求するに当たり、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間については、B社が証明した在職証明書にも記載されており、A社で専門職の非常勤として継続して勤務していた。申立期間当時は、結婚をしており、家族が病気をしたときに健康保険証を使用した記憶がある。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年12月28日までの期間及び48年2月1日から51年4月1日までの期間については、B社から提出された申立人の在職証明書及び人事記録により、申立人は、当該期間のうち、46年10月1日から47年12月28日までの期間及び48年2月1日から51年

3月29日までの期間において、A社の専門職の非常勤として勤務し、同年4月1日からA社の正社員に採用されたことが確認できるところ、B社総務部は、「専門職の非常勤は、厚生年金保険の適用対象者であり、当社の人事記録等で専門職の非常勤として勤務していたことが確認できる期間について、申立人が厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。当社から別の会社に派遣されていた期間を除き、申立人が当社に専門職の非常勤として勤務していた期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。当時の規定により、非常勤の任用は、発令日の属する会計年度の範囲内とされていたことから、通常、4月1日から翌年3月29日までを任用予定期間としていたが、翌年度に継続して雇用する場合又は正社員として採用する場合は、厚生年金保険はそのまま継続して加入させており、3月分の厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。なお、申立人は、別の会社に派遣されたため、昭和47年12月28日にいったん退職しているが、このときは、同年12月分の保険料は給与から控除していないと思う。」としていることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、当時、申立人がA社で同じ専門職の非常勤として一緒に勤務していたとする5人のA社に係る厚生年金保険の加入記録を見ると、いずれもその5人の同僚が別の会社に派遣されていたとするそれぞれの期間を除いて、A社に係る被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の人事記録に記載されている給与日額及び同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和46年10月から47年7月までの期間は4万8,000円、同年8月から同年11月までの期間及び48年2月から同年9月までの期間は5万6,000円、同年10月から49年7月までの期間は6万円、同年8月から50年7月までの期間は6万8,000円、同年8月から51年3月までの期間は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社総務部は、「申立人は、『当時、幼い子供がいたので、医療機関を受診した際には、健康保険証を提出した記憶がある。』と証言していることから、政府管掌の健康保険証を所持していたと思われ、厚生年金保険に係る届出も適切に行っていたはずである。貴委員会が記録を訂正する必要があるとしている期間において、申立人に係る届出は、取得届2回、喪失届2回の合計4回必要となるが、そのすべてを当時の担当者が誤ったとは考え難く、社会保険事務所から納入の告知をされた保険料額については、毎月、突合を行っていたため、申立人の厚生年金保険料についても納付していたはずである。」としているが、申立期間当時、申立人が、政府管掌の健康保険証を所持していたことを確認できる関連資料は無く、事業主による申立てどおりの

資格取得届及び喪失届や当該期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年10月から47年11月までの期間及び48年2月から51年3月までの期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年12月29日から48年2月1日までの期間については、B社から提出された申立人の人事記録により、申立人は、A社を47年12月28日に辞職し、48年1月からC社に勤務した後、同年2月1日に再びA社に採用されたことが確認できるところ、B社総務部は、「申立人は、昭和47年12月にいったん退職して、48年1月は別の会社に勤務している。このため、申立人の47年12月分の給与から厚生年金保険料は控除していないと思うし、48年1月分の給与は当社から支給していない。」としている上、前述の同僚5人についても、別の会社に派遣されていたとするそれぞれの期間においては、A社に係る被保険者記録が確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、当該期間及びその前後の期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和62年6月から平成17年12月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録について、昭和62年6月から平成元年12月までの期間は22万円、2年1月から同年12月までの期間は19万円、3年1月は24万円、同年2月から同年8月までの期間は28万円、同年9月から7年12月までの期間は41万円、8年1月から9年11月までの期間は44万円、同年12月から14年12月までの期間は47万円、15年1月及び同年2月は38万円、同年3月から17年12月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月 1 日から平成 18 年 6 月 21 日まで  
② 平成 18 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社B支店の支店長として昭和62年6月から平成18年12月まで勤務していたが、オンライン記録によると、申立期間①に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、平成18年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、標準報酬月額の変動を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間①のうち、昭和62年6月1日から平成18年1月1日までの期間については、申立人から提出された9年12月分から17年12月分までのA社に係る給与支払明細書並びに5年及び8年の源泉徴収票により、5年1月から同年12月までの期間については標準報酬月額41万円（なお、給与支給額から推認される標準報酬月額は50万円）に見合う厚生年金保険料を、8年1月から同年12月までの期間及び9年12月から17年12月までの期間については報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるところ、オンライン記録では、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は当該保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額とされていることが確認できる。

また、申立期間①当時、当該事業所の別の支店で申立人と同様の業務に従事していた者から提出された昭和62年6月分から平成4年12月分までの給与支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額並びにその者から聴取した6年、7年及び9年の厚生年金保険料控除額によると、オンライン記録から確認できる当該期間に係るこの者の標準報酬月額は、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額とされている上、当該事業所及び申立人は、「当時、給与計算は本社において行われていた。」としていることから、当該期間に係る申立人の標準報酬月額についても同様にオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料を給与から控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和62年6月1日から平成18年1月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及び源泉徴収票並びに申立人と同様の業務に従事していた者から提出された給与支払明細書の保険料控除額から、昭和62年6月から平成元年12月までの期間は22万円、2年1月から同年12月までの期間は19万円、3年1月は24万円、同年2月から同年8月までの期間は28万円、同年9月から7年12月までの期間は41万円、8年1月から9年11月までの期間は44万円、同

年12月から14年12月までの期間は47万円、15年1月及び同年2月は38万円、同年3月から17年12月までの期間は36万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人又は申立人と同様の業務に従事していた者の給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録により確認できる標準報酬月額は、当該期間のすべてにおいて一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間②を含む平成18年12月20日まで当該事業所に勤務していたことが確認できるとともに、申立人から提出された同年6月分の給与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該事業所は、「保険料は当月控除をしていた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された平成18年6月分の給与支払明細書の保険料控除額から、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主がオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年1月1日から同年6月21日までの期間については、申立人から提出された同年5月分の給与支払明細書及び同年の源泉徴収票により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月及び同年 4 月

ねんきん特別便を見たところ、平成 16 年 3 月分及び同年 4 月分の国民年金保険料が納付済みとなっていないことが分かったので、私の国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の納付記録が確認できない旨の回答があった。

しかし、国民年金の加入手続や保険料納付はすべて私が行っており、私が 60 歳に到達する最後の 2 か月分の国民年金保険料を社会保険事務所で納付したときに、それまでは 3 か月分を納付していたので、金額が少なくて済んだこと、及びこれでもう社会保険事務所に保険料を納付しに行かなくても良いと思ったことを覚えている。

当時の領収書等は保管していないが、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係る領収（納付受託）済通知書を見ても、申立期間に係る国民年金保険料が納付された事実を確認できない上、オンライン記録により、申立人に対して、平成 16 年 6 月 10 日に委託業者から保険料の納付督促が行われたことが確認できるところ、申立人は「覚えていない。」としているものの、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付していることから、当該納付督促は申立期間の国民年金保険料に対して行われたものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関



連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年5月までの期間及び47年3月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年5月まで  
② 昭和47年3月から49年12月まで

私は、国民年金の加入手続や保険料の納付には関与していないが、亡くなった私の両親が、私の国民年金保険料を納税組合の集金により納付していたはずである。

ところが、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については、国民年金の納付記録が無い旨の回答があった。

申立期間当時、私は両親と同居し、私の収入で生活していたが、申立期間の国民年金保険料が私の両親は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることに納得ができないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和51年3月31日であり、その時点では、申立期間①の全期間及び申立期間②の一部期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時の納税組合長及び集金を担当していた者は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することができない上、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期

間②直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が 52 年 3 月に過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付した同年 3 月の時点では、申立期間②は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで

私が A 市内にあった大学を卒業したとき（昭和 60 年 3 月）に、A 市役所から国民年金への加入案内が送付されてきた。

そこで、国民年金に加入すべきかどうかを母親に相談したところ、「年金が無いと将来困ることになる。」と言われたため、昭和 60 年 4 月ごろに A 市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月納付しに行くのが煩わしかったので、数か月分をまとめて納付していたと記憶しているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

なお、平成元年 4 月から 3 年 4 月までの期間については、海外に在住していたので、その間は、国民年金保険料の納付を中断していたという記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業したときに、A 市役所から国民年金への加入案内が送付されてきたのを契機に国民年金に加入したと主張しているところ、A 市役所は、「当市では、当市に在住する一人一人の大学生の卒業時期を把握しているわけではないので、当時も、卒業の時期に合わせて国民年金の加入案内は行っていないと思う。」としている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市で平成 5 年 2 月ごろに払い出されているものと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月から30年2月10日まで

私は、昭和27年8月から33年9月までの期間において、A社に勤務していたのに、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している勤続6年の表彰状（昭和32年12月25日付け）及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人が氏名を覚えている同僚で、かつ、その同僚本人が当該事業所に入社した時期を覚えている2人のうちの1人は、「私は、申立人と同じ時期か、少し後にA社に入社したが、健康保険証は昭和30年ごろにもらった記憶がある。」としているところ、オンライン及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、当該同僚が申立人と同じ昭和30年2月10日に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、もう1人の同僚（当時の事務担当者）は、「私は、昭和24年に入社し、10年ぐらい勤務していたが、厚生年金保険には加入していない。会社の方針で扶養家族がいる者を優先して厚生年金保険に加入させていたことを覚えている。」としているほか、オンライン及び当該事業所に係る被保険者名簿の記録上、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で、事情を聴取できた6人のうち5人についても、本人が覚えている入社時期と当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、1年以上相違しているとしているこ

とから、当該事業所は、必ずしも入社した時点ですべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

また、当該事業所に係る被保険者名簿における申立人の資格取得日はオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められないほか、当該事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者喪失届」に記載されている申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、オンライン及び当該事業所に係る被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から48年6月4日まで

私は、A社に昭和43年8月に入社し、2、3か月間の研修期間終了後、子会社のB社の管理職に就いた。

その後、B社は、昭和46、47年ごろに経営不振が原因で倒産したため、A社に戻り、48年6月の初めごろまで勤務していた。A社に戻った後は、B社に勤務していたところと同じ業務を担当し、役職にも変更は無く、管理職待遇のままであった。

しかし、両社に係る厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、該当する記録が無いことが分かった。

申立期間において、A社及びB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社又はB社のいずれかの事業所に勤務していたことは、当時の複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、申立期間当時、A社の役員であった者は、「私は、営業担当の役員であり、それぞれの社員ごとの事務手続については承知していないが、A社では、代表取締役社長が社員の人事や給与についてすべて一人で決めていた。社会保険についても同様と思われ、厚生年金保険の加入手続が行われなかった社員もいると思う。」と証言している上、申立人が覚えている同僚5人のうちの3人（申立人がA社で同じ管理職であった者として覚えている2人を含む。）については、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないほか、被保険者記録が確認できない3人のうち



の1人は、「昭和44年3月にA社に入社した当初、受け取った給与明細書を見た際に、自分がA社の厚生年金保険に加入していないことを確認した。」としていることから、A社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、申立期間のうち、昭和46年7月以降については、申立人は、「B社が不渡りを出して倒産状態になったのでB社の事業を引き継ぐ形でC社を設立し、社長を務めていたが、C社は半年ほどで倒産した。」とし、前述の役員は、「申立人は、昭和46年ごろ、B社から独立し、C社を設立したが、C社は短期間で倒産した。」としており、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和46年7月30日）を踏まえると、C社の設立時期は同年7月以降とみられ、申立人は、「C社が倒産した後、半年間から1年間程度、倒産後の事務処理を行ってからA社に戻った。」としていることから、申立人がA社に復職した時期は、早くても47年7月ごろと推認されるが、オンライン記録及びA社に係る被保険者名簿を見ると、A社は同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、A社及びB社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

加えて、A社及びB社は既に全喪し、当時の事業主は既に死亡している上、当時の同僚及び申立期間においてA社及びB社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 19 日から 23 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 16 年から 23 年ごろまでA社B支店に勤務していたが、当初、オンライン記録において、私のA社B支店における厚生年金保険の加入記録が確認できなかったところ、平成 20 年 12 月に社会保険事務所（当時）に対して厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書を提出し、ようやく昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 18 日までのA社B支店に係る加入記録が判明した。

しかし、私は、昭和 23 年\*月に結婚しており、その直前ぐらいまではA社B支店に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間に係る記録の有無について、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻する直前までA社B支店（以下「B支店」という。）に勤務していたと主張しているものの、A社から提出された退職者名簿により、申立人は、昭和 18 年 3 月 22 日にB支店に入社し、20 年 9 月 18 日に退職したことが確認できる。

また、申立人は療養中のため、申立期間当時の状況について聴取することができない上、申立期間当時、B支店に係る被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、所属していた部署等が異なるため、申立人を覚えている者がおらず、申立人の申立期間に係るB支店における在籍及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月15日から26年10月まで

私は、昭和24年8月、義兄の友人の紹介でA市内にあったB社に入社し、名称や場所は覚えていないが、B社の工場で26年10月まで勤務していた。ところが、B社に勤務していた期間に係る厚生年金保険加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、B社に係る被保険者記録が確認できない旨の回答があった。

B社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市内にあったB社に入社し、名称や場所は覚えていないが、B社の工場で勤務していた。」としているものの、B社は、「当社及び関連工場に係る申立期間当時の人事記録（従業員名簿）が保管されているが、その中に申立人の氏名は確認できない。」としている。

また、B社は、「申立期間当時、A市内にはB社本社のほかに、C工場及びD工場があった。本社には工場は無かった。」としているところ、オンライン記録及び被保険者名簿を見ると、申立期間において、本社のほかに、B社C工場及びB社D工場が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、申立人は工場の名称や場所を覚えていないため、申立人が勤務していた工場を特定することができない上、申立人をB社に紹介したとする義兄の友人についても、申立人は姓のみしか覚えていないため、その者を特定することができないほか、申立期間において、本社又はB社の2工場のいずれかに係る被保険者資格を取得している複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人が、申立期間に

において、本社又はB社の2工場のいずれかに勤務していたことを確認できない。

さらに、申立人は、「勤務した当初、研修等は無く、入社の日から勤務していた。当時は、前職の作業服を着用していた。」としているところ、申立期間において、B社C工場又はB社D工場において被保険者資格を取得している複数の者は、「入社後、3か月程度の研修があり、研修終了後に正社員となり、会社から青又は紺色の作業服が支給された。」と証言しており、申立人は、両工場に係る被保険者記録が確認できる者とは異なる勤務条件であった可能性を否定できない。

加えて、本社及びB社の2工場に係る被保険者名簿のうち、申立期間及びその前後の期間を見ても、申立人の氏名は確認できないほか、本社又はB社の2工場に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から39年8月1日まで

私は、昭和32年4月から42年12月25日まで、A市内にあったB社の正社員として勤務していた。

仕事内容は、C社が取り扱う船舶のボイラー関係等の修繕で、入社当初は、定期検査前のボイラー内部の掃除を担当し、3年ほど経った後は、ボイラー本体やスーパーヒーター、エコマイザーの水圧検査及び部品の取替えを主に担当していた。

しかし、オンライン記録では、当該事業所に係る私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和39年8月1日からとなっていることが分かった。

50年も前のことで金額は覚えていないが、給与から雇用保険や厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間のうち、少なくとも昭和38年7月4日から39年8月1日までの期間において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を見ると、申立人が、申立人よりも1年前に入社していたとして氏名を覚えている同僚についても、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和39年8月1日であることが確認できる。

また、申立人の主張及び当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者の証言により、申立期間当時、当該事業所には20人から30人の従業員が在籍していたものと推認されるところ、当該事業所に係る被保険者名簿及び

同原票により、申立人を含む20人が一度に被保険者資格を取得し被保険者数が31人になったことが確認できる昭和39年8月1日までは、申立期間における当該事業所の月別の被保険者数は、4人から15人の間で推移していることが確認できることから、当該事業所は、必ずしも入社した時点ですべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

さらに、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主及び役員等も死亡又は所在不明であり、当該事業所に係る被保険者資格を取得している者で申立人を覚えている者から事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 34 年 3 月まで

私は昭和 30 年の春ごろ、父親の友人の紹介で、A 社（現在は、B 社）の下請会社であった C 社に正社員として入社した。

C 社には、30 人ぐらいの従業員が勤務していたが、約 50 年も前のことなので、当時の現場の責任者及び先輩一人の氏名以外は、よく覚えていない。

当時の給与は、残業代を含めて月に 1 万円ぐらいであったと思うが、厚生年金保険料等が控除されていたかどうかについては昔のことで覚えていない。

勤務していた途中で、会社名が D 社に変わったが、申立期間において、C 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C 社は、申立人が主張するとおり、申立期間内である昭和 34 年 2 月に D 社となっていることが商業登記簿謄本等により確認できること、及び C 社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも「申立人が C 社に勤務していた時期は覚えていないが、申立人は間違いなく C 社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、C 社に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人及び前述の同僚は、いずれも「当時、C 社には、約 30 人の従業員がおり、申立人と同じ職種の者だけでも 15 人から 20 人ぐらいの従業員が勤務していたと思う。」と証言しているところ、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、C 社の被保険



者資格を取得している者は、多いときでも 14 人、少ないときは 2 人しか確認できないことから、C 社は、申立期間当時、必ずしも勤務していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、C 社は既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明である上、申立人を覚えている前述の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。